

保育所等給食賄材料納入業者登録申請要領

北本市立保育所および児童発達支援センター（以下「保育所等」という。）への給食賄材料の納入を希望する業者の登録を行います。下記により、関係書類をご提出ください。

1 登録の申請要件

- (1) 保育所等給食の意義、役割等を理解し、食品に関する法律およびその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 食品営業許可を有している（食品衛生法第 55 条第 1 項に基づく許可を有する）事業所もしくは保健所に営業届出を行っている事業所であること。
- (3) 賄材料の納品に関し指示どおりの期日、時刻および場所に所要の数量を確実に納品することができること。常温保存可能なものを除き、原則当日使い切る量を使用日当日に納品できること。
- (4) 原則として北本市および近郊に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設のいずれかがあり、納入食材に不良品がある場合は直ちにその交換ができる等の、迅速で確実な連絡設備を有していること。

2 登録方法

(1) 申請期間

年間を通して、随時申請を受け付けています。申請様式等は北本市ホームページよりダウンロードしてください。保育課窓口でも、配布しています。

(2) 申請方法

保育課窓口へ持参もしくは郵送

（窓口受付時間：8 時 45 分から 16 時 30 分まで ※土日・祝日、年末年始を除く）

(3) 提出書類

- ア 保育所等給食賄材料納入業者登録申請書
- イ 食品営業許可証もしくは営業届出書の写し
- ウ 保健所の食品衛生監視票（直近のもの）の写し
- エ 営業経歴書（任意様式）
- オ PL 保険制度に加入している場合はその証書の写し

(4) 審査結果の通知

提出された申請書類をもとに審査を行い、「保育所等給食賄材料納入業者名簿」への登録の可否については通知にてお知らせします。その後、登録決定業者には「給食賄材料売買契約書」を送付し、契約を締結します。契約は年度（1 年）単位となります。

3 賄材料の納品について

(1) 納品場所

給食賄材料の納品対象となる施設は以下のとおりです。

保育所名	住所
中央保育所	北本市栄 1-2
東保育所	北本市本宿 7-80-1
深井保育所	北本市深井 4-2
児童発達支援センター	北本市高尾 1-176

(2) 発注と納品について

賄材料は保育課および各保育所等から納品希望日の約1か月前（青果類は1週間前）に発注し、各保育所等に納品していただきます。納入先は、配送車の保有台数・納入保育所等までの距離やルートを勘案して決定します。

(3) 納品日・納品時間

ア 納品日

月曜日から土曜日まで（年末年始（12月29日から翌年1月3日）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

イ 納品時間

物資名	納品時間（目安）
生鮮食品、牛乳等	8：30～9：00 頃
冷凍品等	11：30～12：15 頃
常温保存可能なもの	15：00～16：30 頃

※事前に各保育所等の調理員と日時について打ち合わせた上で納品する。

(4) 納品にあたっての注意点

<全体物資>

- ・食品衛生法および食品に関する法令等を遵守していること。
- ・常温保存可能なものを除き、原則当日に使い切る量を使用日当日に納品すること。
- ・腐敗、病害虫による痛み等がないこと。
- ・衛生的で鮮度が高く、良質のものであること。
- ・1回に納品される食材の規格・品質等が揃っていること。
- ・極力、国内産のものを納品すること。

<その他物資>

【米】

地産地消の観点から、埼玉県産の米を納品すること。

【青果類】

原則国内産であり、産地が明示できること。

【肉】

原則国内産であり、産地が明示できること。保育所等が指定した切り方および単位にカットし、原則チルド状態で使用日当日に納品すること。保育所等が指定する場合は、チルド状態および冷凍で前日納品も可能とする。

【魚】

産地・加工地が明示できること。骨抜きで指定した単位にカットし、原則チルド状態で使用日当日に納品すること。保育所等が指定する場合は、冷凍で前日納品も可能とする。

4 登録者の取り扱い

登録が認められた業者は保育課が作成する「保育所等給食賄材料納入業者名簿」に登録されます。本登録は北本市立保育所等へ給食賄材料を納入する資格を得るための行為であり、給食賄材料の発注を約束するものではありませんので、ご了承ください。

なお、名簿登録の有効期限は特に設けていません。毎年度末に、次年度の登録の継続について、確認をさせていただきます。

5 登録内容の変更および辞退について（随時申請）

名簿への登録後に、申請内容に変更が生じた場合もしくは登録を辞退される場合は「保育所等給食賄材料納入業者登録（変更・辞退）届出書」に必要事項を記載し、速やかに保育課へ提出してください。

【提出・問い合わせ先】

北本市こども健康部保育課
施設運営担当（北本市役所2階）

〒364-8633 北本市本町 1-111

電話：048-511-7703（直通）

FAX：048-592-5997